

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 徳島県条例第二十八号

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次項及び」を「以下この項及び次項並びに」に改め、「毎月末日」の下に「（入学若しくは進級、転学又は編入学により高等学校又は中等教育学校の後期課程に在学することとなつた日の属する月に納付する授業料にあつては、当該月において当該学校から転学し、又は当該学校を退学し、若しくは卒業する場合を除き、当該月の翌月の末日）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。